

八代市病児・病後児保育事業運営委託事業者募集要項

八代市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として、新たに病児・病後児保育施設を設置することにいたしました。

事業の実施にあたり、当該事業を安全かつ適正に行うことができる事業者を募集します。

1 委託業務名 八代市病児・病後児保育事業運営委託

2 委託業務内容

病児・病後児保育事業の運営(詳細は、別紙「八代市病児・病後児保育事業運営委託仕様書」のとおりとする。)

3 応募者の資格及び条件

- (1)市内の私立保育園、認定こども園、小児科のある病院又は診療所、児童養護施設で、病児・病後児保育を必要とする児童に対して適切な処遇が確保される施設を設置することができる事業者であること。
- (2)八代市病児・病後児保育事業運営委託仕様書の「4 実施要件」を満たすこと。
- (3)市税に滞納がない法人であること。
- (4)八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱(平成 20 年八代市告示第 103 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団等に該当する団体又は同条第 5 号に規定する暴力団等関係者に該当する者ではないこと。
- (5)太田郷校区もしくは八千把校区での事業実施が可能であること。

4 開設予定時期

令和 8 年度中に事業を開始することとするが、具体的な開始時期については、事業者の提案内容を踏まえて調整する。

5 委託料(令和 8 年度)の予定価格

- (1)委託料は下記の範囲内とする。

基本分 1 箇所あたり 6,270,000 円

加算分 年間延べ利用児童数に応じた加算 1,130,000 円(50 人以上 100 人未満)

なお、委託料の金額は、毎年度の予算編成を通じて決定されるため、上記の金額の支払いを保証するものではない。

6 実施施設について

- (1) 建物

ア 実施事業予定者が所有または、賃貸借する物件であること。

イ 賃貸借物件の場合は、病児保育事業の実施について物件所有者の承諾を得ること。

ウ 建物については建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)や消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等 の関係法令や通知等に適合したものであること。

エ 既存物件を活用する場合は、次の事項を満たすこと

- ・建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済み証が交付されていること
- ・建築基準法における耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあつては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示代 184 号)に規定する方針により行った耐震診断により、耐震性が確保されていることが確認された建物であること。
- ・自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響(建築基準法や国庫補助金の返納)等を調査し、対応策を検討すること。

(2) 設備

病院、診療所、保育所等に敷設された専用スペース又は本事業のための専用施設であつて、次のア～カの基準を満たすこと。

ア 保育室を有すること。

イ 児童の静養又は隔離の機能をもつ観察室又は安静室を有すること。

ウ 調理室を有すること。なお、病児保育施設専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設調理室と兼用しても差し支えない。

エ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

オ 保育に必要な備品、設備等を備え付けていること。

カ 送迎用の駐車スペースを確保すること。

7 施設整備に関する補助

国の子ども・子育て支援交付金を活用し、普及定着促進費(開設準備費)として、事業の開設準備に要する経費のうち、改修費用として 4,000 千円を上限として補助を行う。ただし、事業開始年度(令和 8 年度)に支払われたものであつて、ほかの補助金の交付対象になっていないものに限る。

8 応募申込受付

(1)受付日時 令和 8 年 4 月 17 日(金)から令和 8 年 5 月 15 日(金)まで(土・日・祝日は除く)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2)受付場所 八代市役所こども未来課

(3)申込書等の配布 八代市役所こども未来課(市役所本庁 2 階)

※市のホームページからもダウンロードできます。

(4)申込みは、提出書類等を作成の上、ご持参ください。郵送等での申込みは受け付けません。

(5)応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

9 提出書類等について

(1)提出書類

書類名	様式	備考
1 参加申込書	様式第1号	
市税に滞納がないことの証明書	証明書 (原本)	1部原本、残りはコピーで可
2 事業者の概要調書	様式第2号	
法人(団体)の定款または寄付行為、規約、その他これらに準じる書類	任意様式	申し込み時点のもの
法人、団体の沿革、事業内容が分かるパンフレット等	任意様式	必要な事業者のみ
決算報告書	任意様式	直近1年分のもの
3 病児・病後児保育への理解と運営の理念・方針	様式第3号	
4 病児・病後児保育実施体制に関する提案書	様式第4号	
履歴書、履歴書及び看護師免許証写し	任意様式	すでに配置が決まっている職員の分のみ
5 病児・病後児保育の円滑な運営に関する提案書	様式第5号	
6 事業収支計算書	様式第6号	
7 病児・病後児保育施設に関する整備計画書	様式第7号	
配置図(付近図)	任意様式	
開設予定物件の平面図、面積表	任意様式	
周辺の様子(写真)	任意様式	
開設予定物件の状況(写真)	任意様式	既存の建物、賃貸借物件で事業を実施する場合のみ
耐震性が確保されていることを証明する書類	任意様式	昭和56年5月31日以前に建築された既存の物件での事業を予定している場合のみ
開設予定物件の契約状況が分かる書類	任意様式	【すでに契約を締結している場合】 賃貸借契約書の写し 【今後契約を締結する予定の場合】 賃貸人から事業実施に対する同意書、仮賃貸借契約書等
8 病児・病後児保育施設に関する整備事業及び資金計画	様式第8号	
工事費内訳書	任意様式	施設整備に係る補助を希望する場合のみ

(2)提出部数 2部

※提出された書類等については、返却いたしません。

10 応募に係る質問等について

(1)募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」(様式第9号)に記載し、令和8年5月8日(金)午後5時までに、ファックス又は電子メールで提出してください。

FAX:0965-33-4279

メールアドレス:kodomo@city.yatsushiro.lg.jp

(2)回答については、順次、市のホームページに掲載します。

11 選定及び決定等

(1)選定に際し、実施施設の現地確認を行います。なお、日時等は後日応募事業者へ連絡します。

(2)選定は、八代市病児・病後児保育事業運営委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出された書類等と現地確認の結果で行います。なお、必要に応じて、応募事業者の代表者によるヒアリングを実施することがあります。

(3)選定委員会において、別に定める選定基準表に基づき採点を行い、別に定める基準点を満たし、かつ最高点となった事業者を選定します。

(4)応募者が1事業者の場合は、選定委員会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

(5)選定結果については、決定後、すべての応募事業者に対して書面で通知します。

12 主な実施日程(予定)

公募開始	令和8年4月17日(金)
応募書類提出期間	令和8年4月17日(金)から令和8年5月15日(金)
現地確認及びヒアリング	令和8年5月中旬以降
審査結果の公表及び通知	令和8年5月下旬～6月初旬

13 問合せ先

八代市役所 健康福祉部 こども未来課

住所 〒866-8601 八代市松江城町1-25

TEL 0965-33-8721

FAX 0965-33-4279

メールアドレス kodomo@city.yatsushiro.lg.jp

(別紙)選定基準表

	評価項目	評価基準	配点
1	事業者の状況及び事業実績	事業を実施するにあたり、事業者の組織や運営状況は適正か。	10
2	病児・病後児保育への理解と運営の理念・方針	事業の趣旨や目的について、理解しているか。また、これを運営の理念・方針に反映させているか。	15
3	病児・病後児保育の実施体制	事業を実施するにあたり、職員の配置等が実施要件を満たしているか。また、医療機関等との連携は取れているか。	20
4	病児・病後児保育の円滑な運営体制	事業を円滑に行うため、安全面や衛生面への配慮、事故防止、事故発生時の対応等、運営体制が整っているか。経営計画が適正か。	25
5	病児・病後児保育の実施箇所	事業の実施箇所について、実施要件を満たしているか。(現地確認の調査結果も含む。)	30
		配点合計	100

※評価点が60点未満の場合は、不採択とする。